

議第 2 1 号

三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 号中「第1 4 0条の66第 1 号ロ(2)」を「第1 4 0条の66第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

三島市長 豊 岡 武 士